

一般社団法人千葉県社会福祉士会 理事会傍聴規程

規程第 27 号

平成 30 年 11 月 18 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「千葉県社会福祉士会」という。）の理事会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 理事会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所又は電話番号、所属機関を記入しメール又は書面で、事務局へ提出し、本人を確認できる書面を提示のうえ、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は 5 人とし、事務局への傍聴の申し込みが定員を超えた場合は、傍聴申し込み受付は終了する。

3 傍聴人は所定の傍聴席につかなければならない。

4 傍聴券は、退場の際受付係に返還しなければならない。

(傍聴を認めない場合)

第 3 条 理事会で個人情報が含まれる議事を取り扱うとき、その他公開での議事が適切でないと理事会が決定した場合は、傍聴人は退場しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 4 条 傍聴人は、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うなど、正常な議事運営に支障があると議長が認めた場合は、会議を傍聴することができない。

(撮影及び録音等の禁止)

第 5 条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第 6 条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(退場)

第7条 議長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成30年12月1日から施行する。